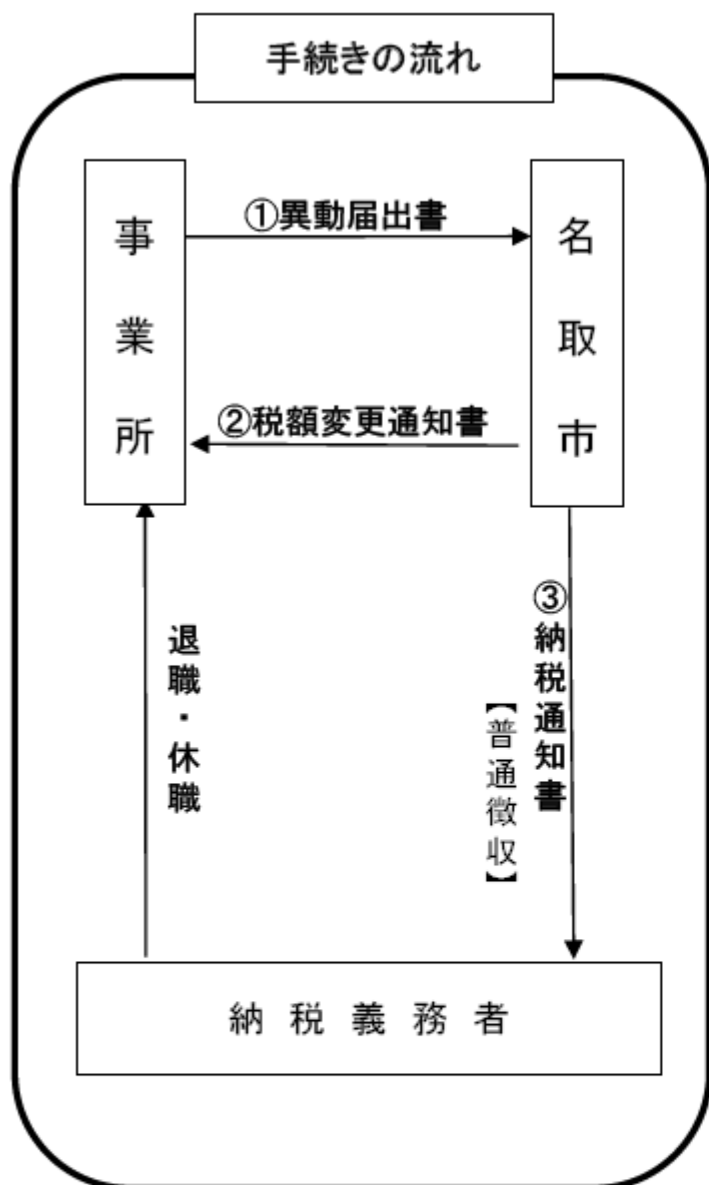


退職した方がいるとき(普通徴収)の手続き



記載例

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出■

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書															年 度		① 現年度 2. 新年度 3. 両年度						
名取市長殿 令和6年11月11日提出		〔 給与支払者 特別徴収者 〕		所 在 地		〒981-1224 名取市増田字柳田〇番地										特別徴収義務者 指 定 番 号		900000					
				フリガナ		ナトリブッサン カブシキカイシャ										宛 名 番 号		〇〇〇〇〇〇					
				氏名又は名称		名取物産 株式会社										拒連 当絡 者先		所 属		人事部			
				個人番号 又は法人番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	1			2	3	4	氏 名		名取 花子
						※個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めて記載										電 話		022-384-〇〇〇〇 内線()					
給与所得者	フリガナ		ナトリ タロウ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法						
	氏 名		名取 太郎																				
	生年月日		昭和50年 1月 1日																				
	個人番号		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1									
	受給者番号						110,000 円		40,000 円		70,000 円		令和6 年 11 月 1 日		1 1. 送金・振替による徴収 2. 口座引落しによる徴収 3. その他 【事業・機関】		3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)						
	1月1日現在の住所		名取市増田一丁目〇番〇号																				
異動後の住所																							
新しい勤務先		1. 特別徴収継続の場合		(新規) 法人番号										新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を ____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。									
		特別徴収義務者 指 定 番 号		〒																			
		所 在 地																					
		フリガナ																					
		氏名又は名称												担当者連絡先		所 属		氏 名		電 話		内線()	
理由		2. 一括徴収の場合										徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 ____ 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。							
		1. 異動が令和 ____ 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 ____ 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										月 日		円									
理由		3. 普通徴収の場合										1 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 ____ 年5月31までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため		宗市町村記入欄									

- 1 納税義務者が6月から12月までに退職・休職し、一括徴収の申出がない場合は普通徴収へ切替え、本人に納付していただくことになりますので、異動があった日から翌月10日までに「異動届出書」を提出してください。普通徴収の納期は6月末、8月末、10月末、1月末の4回となります。退職・休職の時期により1～4回に分けて納付していただくことになりますので、あらかじめご退職される方にもお伝えください。
- 2 1月から4月までに退職・休職があった場合は最後の給与又は退職金から一括徴収が原則となりますが、未徴収税額が引ききれない場合は普通徴収に切替となります。その場合は理由もご記入ください。